平成２３年（再イ）第１号
宮城県登米市南方町中ノ口４番地３
再生債務者　日野　栄彦
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年６月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年６月21日　仙台地方裁判所登米支部

平成２３年（再イ）第３３号
埼玉県川越市大字砂408番地９　サンシティー２号棟103号室
再生債務者　椎名　孝枝
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年６月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年６月21日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（再イ）第４号
熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼35番地４ル・ボヌール304号
再生債務者　竹田　知子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年６月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年６月21日　金沢地方裁判所小松支部

平成２３年（再イ）第８１号
大阪府八尾市神宮寺５丁目78番地の４
再生債務者　白石　　明
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年６月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年６月21日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（再イ）第１５６号
大阪府摂津市新在家２丁目14番38―804号
再生債務者　勝間田匡男
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年６月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年６月21日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（再イ）第２３５号
大阪市此花区島屋６丁目２番14―307号
再生債務者　竹林　治香
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年６月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年６月21日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（再イ）第２３６号
大阪市此花区島屋６丁目２番14―307号
再生債務者　森元　芳枝
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年６月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年６月21日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（再イ）第１２号
和歌山県紀の川市中鞆渕1846番地９
再生債務者　酒井　壽夫
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年６月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年６月21日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（再イ）第４号
広島県呉市宮原12丁目16番13号
再生債務者　三原　美保
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年６月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年６月21日　　広島地方裁判所呉支部

平成２３年（再イ）第６号
宮崎市大塚町祝子前1756番地１　リヴィエールトピカ603号
再生債務者　竹中　茂人
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年６月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年６月21日
宮崎地方裁判所民事部個人再生係

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成23年７月４日
日本放送協会営業局長　畑中　富雄
1　競争入札に付する事項
⑴　件名
①　放送受信料の契約・収納業務
（神奈川県　横浜市西区、中区、保土ケ谷区の一部）一式
②　放送受信料の契約・収納業務
（大阪府　大阪市福島区、此花区、西淀川区）一式
③　放送受信料の契約・収納業務
（京都府　京都市東山区、山科区）一式
④　放送受信料の契約・収納業務
（兵庫県　宝塚市、川辺郡猪名川町）一式
⑵　仕様等　仕様書のとおり
⑶　契約期間
平成23年10月１日から平成26年３月31日までの間。
⑷　履行場所　仕様書のとおり
⑸　入札方法
入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、入札金額を記載した書類（以下「入札書」という。）および総合評価のための事業運営の具体的な方法、業務の質の確保の方法等に関する書類（以下「企画提案書」という。）を提出すること。入札参加者が提出する入札書に記載する入札金額は、対象地区内の各放送局・センターの要求水準を達成するために企画提案した施策を実施するために必要となる設備、人材、機材等について、民間事業者自らの費用負担によりこれを準備することとし、これらの費用および付随する事務費その他一切の諸経費を含めた契約金額を見積もることとし、記載すること。（この場合、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった経費の105分の100に相当する金額を記載すること。）あわせて、経費の積算内訳書を添付すること。
2　入札に参加する者に必要な資格
⑴　当該契約を締結する能力を有する者（未成年者、被保佐人または被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者を含む）および、破産者のうち復権を得ている者
⑵　次のいずれにも該当しない者。ただし、その事実があった後２年を経過している者を除く（その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同じ）。
①　ＮＨＫの調査にあたり、虚偽の申告をしたと認められる者
②　入札または見積もりにあたり、談合を行い、ＮＨＫに不利益を及ぼしたと認められる者
③　契約の履行にあたり、故意に役務を乱雑にし、または役務の品質・提供量につき、不正の行為があったと認められる者
④　法令等の違反行為により、刑事上または行政上の処分を受けた者、または法令等違反行為・不正行為・企業倫理に反する行為等により、著しく社会的信用を失墜させている者
⑤　落札者が契約を結ぶこと、または契約者が契約を履行することを妨げた者
⑥　監督または検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者
⑦　正当な理由がなく契約を履行しなかった者
⑧　前各号のいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者を、契約の履行にあたり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
⑶　放送法第32条の適用を受け、日本放送協会放送受信規約第１条、第２条、第３条、第４条に基づき放送受信契約の締結が済んでいる者、かつ、日本放送協会放送受信規約第５条に基づき受信料の未納がない者であること。